



図書館貸出券と連携した マイナンバーカード の利用方法が変わります



法律改正に伴い、図書館貸出券と連携したマイナンバーカードは、5月27日～9月10日、9月11日以降の2回に分けて貸し出しの際のご利用方法が変わります。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和6年5月27日（月）～令和6年9月10日（火）

図書館貸出券と連携したマイナンバーカードで図書館の貸出を行う際は、従来通りカードリーダーにマイナンバーカードをかざすことに加えて、**暗証番号（4ケタ）の入力**が必要になります。

※暗証番号はマイナンバーカード発行手続き時にご自身で設定されたものです。

※暗証番号がわからない場合は、図書館職員までご相談ください。

別の方法で図書館貸出を行います。

※上記期間中、図書館貸出券とマイナンバーカードの新たな連携はできません。

令和6年9月11日（水）～



再度マイナンバーカードと図書館貸出券との連携処理が必要です

図書館貸出券（紙の貸出券もしくはスマホ貸出券）とマイナンバーカードを本館・打出分室・大原分室のいずれかへお持ちください。

※連携処理の際は必ずご本人がご来館ください。

※公民館図書室・上宮川文化センター図書室では連携処理ができません。

※マイナンバーカードは図書館窓口では発行できません。

※**連携処理時のみ4ケタの暗証番号が必要**です。

（わからない場合は登録できませんので、あらかじめご用意ください。）

※**登録後、図書館貸出の際に暗証番号入力は不要**です。

